

秋田市子育て情報誌共同発行业
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

子育て家庭に役立つ情報を提供するため、市の業務内容、各種手続等に係る行政情報ならびに地域の生活情報および企業等の広告を掲載した秋田市子育て情報誌（以下「情報誌」という。）を市と共同で発行する民間事業者等（以下「共同発行业者」という。）を募集する。

2 役割分担

市は、共同発行业者に情報誌の制作に必要な行政情報を提供し、共同発行业者は、情報誌の制作に必要な行政情報以外の情報の収集ならびに情報誌の企画、編集、印刷および製本（以下「情報誌の発行业務」という。）を行う。

3 情報誌の仕様等

情報誌の仕様、企画の条件等は、次のとおりとする。

(1) 発行予定数

20,000部

(2) 情報誌における行政情報ページ数

表紙、裏表紙および広告を含む60ページ程度

(3) 刷り色

フルカラー又は一部カラー

(4) 規格

印刷する紙の大きさはA5判とし、紙およびインクは環境に配慮したものを使用すること。

(5) 製本

無線綴じ

(6) 企画および編集の条件

ア 情報誌の発行に必要な行政情報は、市がテキストデータおよび手

書き原稿で提供したものを使用すること。

イ 情報誌の発行作業に係る一切の業務は、共同発行事業者が行うこと。ただし、情報誌の企画、編集については、市と十分協議の上、当該業務を遂行すること。

(7) 発行時期

情報誌は、令和5年6月に発行すること。

(8) その他

その他必要と認められる事項については、市と協議の上、進めること。

4 情報誌の納品

情報誌の納品は、次のとおりとする。

- (1) 情報誌は、あらかじめ市長が指定した納品先ごとに仕分け・梱包し、市長が指定した場所へ納品すること。
- (2) 情報誌の納品に併せて、情報誌および広告部分を除いた行政情報ページをPDF形式のファイルに変換し保存した記憶媒体を納入すること。
- (3) 情報誌の増刷は、市長および共同発行事業者が協議した上で行うこと。
- (4) 市長が必要と求めた時は正誤表を作成し、市長が指定した場所へ納品すること。

5 広告の掲載

情報誌には、企業等の広告を掲載することができるものとするが、募集の方法、掲載の基準等については、次のとおりとする。

- (1) 情報誌に掲載する広告は、共同発行事業者が募集するものとし、市は、企業等に対して広告の掲載を直接呼び掛ける等の行為はしない。
- (2) 広告の掲載に当たっては、秋田市広告掲載要綱（平成19年10月31日市長決裁）および秋田市広告掲載基準（平成19年10月31日市長決裁）に規定する基準を遵守するものとする。
- (3) 広告の掲載により広告主から得られる収入は、共同発行事業者に帰属するものとする。

6 費用の負担

情報誌の発行業務および情報誌の納品に係る費用は、共同発行业者が全額負担するものとし、市は、これに係る一切の費用を負担しない。

7 参加者資格

情報誌の発行業務に関する企画提案に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 租税に滞納がないこと。
- (3) 秋田市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 情報誌の発行業務と同種又は類似する業務の実績があること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

8 本件に関する質疑

- (1) 本件に関する質疑は、質問票（様式第1号）により受け付けるものとする。
- (2) 質問票の受付期間は、令和4年8月8日（月）午後5時まで（必着）とし、電子メールまたはFAXにより秋田市子ども未来センターへ提出すること。

電子メール ro-wfcr@city.akita.lg.jp

F A X 018-887-5335

- (3) 提出された質疑に対する回答は、電子メールまたはFAXにより、令和4年8月16日（火）までに質問者へ送付する。なお、質問と回答は、秋田市子ども未来センターホームページで公開するものとする。

9 参加方法

情報誌の発行業務に関する企画提案に参加しようとする者が提出する

書類、その提出の期限等は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 当該法人のパンフレット等7部（パンフレット等がない場合は不要）

ウ 情報誌の発行業務と同種又は類似する業務の実績を示す書類

エ 当該法人の登記事項証明書又はその写し

オ 次に掲げる租税に係る納税証明書、納付書その他の租税の納付状況が確認できる書類又はその写し

（ア）法人市民税（直近の事業年度のもの）

（イ）事業所税（直近の事業年度のもの）

（ウ）固定資産税（令和4年度（申請時において納期が到来しているもの）および令和3年度のもの）

（エ）消費税および地方消費税（その3・未納税額のない証明用、申請時納期到来分までのもの）

※課税されていない場合はその証明書を提出すること。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

〒010-8506

秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ5階

秋田市子ども未来センター

(4) 提出期限

令和4年8月25日（木）午後5時必着

※持参による提出は、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間に受け付ける。

10 参加者の決定

情報誌の発行業務に関する企画提案への参加者は、提出された書類に基づいて審査し、決定する。また、審査の結果は、書面により通知する。

11 提案書類の作成および提出

企画提案への参加決定の通知を受けた者が提出する書類、その提出の期限等は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

企画提案書（様式第3号）および次の項目を明記した書類

ア 共同事業についての考え方および目的

イ 子育て情報誌の製作（担当部署、人員など）

ウ 本市との連絡体制（担当部署、人員など）

エ 情報誌の内容

（ア）発行ページ数（総ページ数、うち行政情報ページ数）

（イ）刷り色

（ウ）紙面デザイン又は成果物の見本

（エ）掲載予定の子育てに関する情報案

オ 納品までのスケジュール

カ 広告掲載予定数および広告募集計画（募集手順等）

(2) 提出部数

7部

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(4) 提出先

秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ5階

秋田市子ども未来センター

(5) 提出期限

令和4年9月20日（火）午後5時必着

※持参による提出は、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間に受け付ける。

12 プレゼンテーションの実施

提案内容に関するプレゼンテーションおよびヒアリングは、次のとお

り実施する。

(1) 実施日時

令和4年10月6日(木)午後(予定)

(2) 実施場所

秋田市職員研修棟

(3) 出席者

2名以内(企画提案に関する責任者を含む。)

(4) その他

実施時間、場所等の詳細については別途通知する。

13 共同発行事業者の選定

(1) 参加者からの企画提案書およびプレゼンテーションの内容、ヒアリングに基づき、企画内容の評価、業務体制、類似事業の実績などを秋田市子育て情報誌共同発行事業者選定委員会において総合的に審査する。

(2) 審査項目および評価点については、別紙「秋田市子育て情報誌共同発行事業公募型プロポーザル審査表」のとおりとする。

(3) 各項目における評価点の合計が最高点の提案者を共同発行事業者に選定する。最高点が同点の場合は、各項目ごとに比較し、「企画内容の評価」、「業務体制」、「類似事業の実績」の順で高いものを選定する。また、2番目に高い提案者を次点候補者に選定し、最高点の提案者が辞退した場合は、次点候補者を繰り上げることとする。

(4) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し、書面により通知する。

(5) 共同発行事業者の決定後、選定結果、各提案者の順位、評価点数等(選定されなかった者については、その名称を除く。)の選定の経過については、秋田市子ども未来センターのホームページにて公表する。

14 協定の締結および期間

(1) 共同発行事業者として決定された者は、市と情報誌の共同発行事業に係る協定を締結するものとする。

- (2) 協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、市又は共同発行事業者から期間満了の1か月前までに解約の申し出がない場合は、協定の期間を1年間延長し、次年度の情報誌を共同で作成・発行できるものとする。

15 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類（当該書類に記載された情報を含む。）は、本件以外の目的に利用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない。
- (5) 提出書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。

16 問合せ先

秋田市子ども未来センター

子育て支援担当 高橋

電 話 018-887-5340

F A X 018-887-5335

電子メール ro-wfcr@city.akita.lg.jp